

## 杉戸町国際化推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 杉戸町における国際化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、杉戸町国際化推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び協議し、杉戸町国際化推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に報告する。

(1) 推進計画策定に関する調査

(2) 前号に掲げるもののほか、推進計画に関して検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって組織する。

(1) 杉戸町国際交流協会会員 2人

(2) 町内に住む外国人 1人

(3) 町の国際化推進に関心があり、計画策定に意欲のある住民 2人以内

(4) 町の国際化推進派遣事業に参加経験のある町職員 1人

(5) 学校教育課指導主事

(6) 町民課主査(外国人登録担当者)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民参加推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。



#### 杉戸町国際化推進計画検討委員会委員名簿

氏名	選出区分	備考
小山弘子	要綱第3条(1)	
田沼統子	要綱第3条(1)	
アロン・ジョン・ライト	要綱第3条(2)	
萩原圭子	要綱第3条(3)	
木村好子	要綱第3条(4)	
麻生雅彦	要綱第3条(5)	
佐藤道保	要綱第3条(6)	

備考欄の      は委員長      は副委員長

## 杉戸町国際化推進計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町における国際化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、杉戸町国際化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

(1) 推進計画策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、推進計画に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者 8人をもって組織し、町長が任命する。

(1) 総務財政調整幹

(2) 住民参加推進課長

(3) 秘書政策課長

(4) 総務課長

(5) 町民課長

(6) 産業課長

(7) 福祉課長

(8) 学校教育課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1人を置き、委員長に総務財政調整幹を、副委員長に住民参加推進課長をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民参加推進課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

杉戸町国際化推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
北 島 隆	規程第 3 条(1)	
野 口 俊 彦	規程第 3 条(2)	
藤 沼 利 夫	規程第 3 条(3)	
鈴 木 聡	規程第 3 条(4)	
染 谷 康 宏	規程第 3 条(5)	
岡 田 孝 行	規程第 3 条(6)	
武 井 義 和	規程第 3 条(7)	
石 川 勉	規程第 3 条(8)	

備考欄の      は委員長      は副委員長



## 杉戸町国際化推進計画策定に向けての経過

実施区分	内 容
4月1日～ 5月15日	広報すぎと4月号にて、本計画検討委員の一般公募委員の応募受付を実施。
8月26日	第1回杉戸町国際化推進計画検討委員会の開催。 (委員長、副委員長・計画概要・スケジュール)
8月26日～ 9月26日	国際化推進計画検討委員及び庁内各課等における個別事業抽出作業実施。
1月27日	第2回杉戸町国際化推進計画検討委員会の開催。 (素案の提示、検討)
2月1日～ 2月27日	ホームページ及び各公共施設においてパブリックコメントを実施し、広く住民から意見を募集。
3月17日	第1回杉戸町国際化推進計画策定委員会の開催。 (応募意見等の調整後修正素案の提示、検討、決定)

